

令和4年 8月29日 開会 会期日数 1日間
令和4年 8月29日 閉会 開議日数 1日間

令和4年第1回後志広域連合議会臨時会会議録

後志広域連合議会

令和4年第1回後志広域連合議会臨時会

○招集年月日 令和4年8月8日

○招集の場所 ホテル第一会館 1階会議室

○開 会 令和4年8月29日（月曜日） 13時50分 議長宣告

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
(北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約)
- 6 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
(北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約)
- 7 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和4年度後志広域連合一般会計補正予算(第1号))
- 8 議案第1号 令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 9 議案第2号 令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○出席議員(16名)

| | | | |
|-------|------------|-----|------------|
| 議長16番 | 岩井英明(赤井川村) | 1番 | 堀清(古平町) |
| 2番 | 岩本幹兒(積丹町) | 3番 | 坂庭進(留寿都村) |
| 4番 | 猪狩一郎(ニセコ町) | 5番 | 宮本幹夫(仁木町) |
| 6番 | 渡邊昭(京極町) | 7番 | 菊地光男(喜茂別町) |
| 8番 | 中田仁史(島牧村) | 9番 | 古谷眞司(倶知安町) |
| 10番 | 田中正浩(神恵内村) | 11番 | 佐伯秀範(真狩村) |
| 12番 | 矢瀨政男(共和町) | 13番 | 宇留間文宣(泊村) |
| 14番 | 福本誠一(黒松内町) | 15番 | 富樫順悦(蘭越町) |

○地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

| | |
|--------|------|
| 広域連合長 | 片山健也 |
| 代表監査委員 | 佐藤嘉己 |

○出席説明員

| | |
|---------------|-------|
| 副広域連合長 | 川村順二 |
| 事務局長兼総務課長 | 山口丈夫 |
| 会計管理者 | 畑谷順治 |
| 税務課長 | 小針洋二 |
| 国民健康保険課長 | 高崎貴明 |
| 介護保険課長 | 秋山秀敏 |
| 総務課総務係長 | 波能研人 |
| 税務課滞納徴収係長 | 小熊一也 |
| 国民健康保険課国保係長 | 庄司良佑 |
| 国民健康保険課保険給付係長 | 菅野まみ |
| 介護保険課介護保険係長 | 佐々木貴裕 |
| 介護保険課事業推進係長 | 松尾真由美 |
| 介護保険課保険管理係長 | 黒滝傑 |
| 介護保険課介護給付係長 | 野口智義 |

○出席事務局職員

事 務 局 長 山 口 丈 夫
書 記 波 能 研 人

○会議録署名議員

7 番 菊 地 光 男（喜茂別町） 8 番 中 田 仁 史（島牧村）

開会 13時50分

○副広域連合長（川村順二）

時間前でございますけれども、私の方から二点ほど貴重なお時間をいただきまして、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

はじめに、3年にわたりまして後志広域連合長を務められました神恵内村、高橋村長さんですが、ご承知のように本年の3月16日をもちまして、広域連合長の任期を満了され、連合長を退任されております。

本日は、議員の皆さまにメッセージが届いておりますので、ご紹介させていただきます。

代読させていただきます。

岩井議長様をはじめ、議員の皆様、そして片山連合長のお許しをいただき、貴重なお時間を頂戴いたしましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

後志広域連合議会の皆様には、およそ3年にわたりまして、広域連合長として、多大なるお力添えをいただき、連合長の職を務めさせていただきましたことに感謝申し上げます。

本来であれば、直接そちらに出向きご挨拶を申し上げるべきところでありましたが、ご承知のように体調が万全とはいかない状況でありますので、止む無く出席を控えさせていただきましたことをお許しください。

私は、連合長在職中に改めまして後志広域連合がこの地域にとって極めて重要な役割を果たし、そして着実な歩みを進めておりますことを実感しました。

また、併せて議員の皆様と共に考えていかなければならない課題を認識したところです。

新たな連合長になられた片山ニセコ町長様は、皆様ご存じのとおり優れた見識と豊富な経験を有している方でございますが、議員の皆様におかれましては私同様、後志広域連合の益々の発展のために、更なるお力添えをいただきますよう、お願い申し上げます。

議員の皆様、片山連合長様、広域連合の皆様のご健勝と益々のご発展を心よりご祈念申し上げます。ましてメッセージとさせていただきます。

令和4年8月29日、神恵内村長高橋昌幸。

以上でございます。

引き続きまして、今年度新たに広域連合へ派遣となりました職員のご紹介を行わせていただきます。

対象職員は前の方に進んでください。

向かって左手になりますが、北海道より派遣となりました、小針税務課長です。

○税務課長（小針洋二）

税務課長の小針です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副広域連合長（川村順二）

真狩村より派遣となりました、秋山介護保険課長です。

○介護保険課長（秋山秀敏）

介護保険課長の秋山です。よろしくお願ひいたします。

○副広域連合長（川村順二）

続きまして、仁木町から派遣となりました国民健康保険課、庄司国保係長です。

○国保係長（庄司良佑）

国保係長の庄司と申します。よろしくお願いいたします。

○副広域連合長（川村順二）

続きまして、京極町から派遣となりました介護保険課、佐々木介護保険係長です。

○介護保険係長（佐々木貴裕）

介護保険係長の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

○副広域連合長（川村順二）

続きまして、島牧村から派遣となりました介護保険課、黒滝保険管理係長です。

○保険管理係長（黒滝傑）

保険管理係長の黒滝です。よろしくお願いいたします。

○副広域連合長（川村順二）

続きまして、古平町より派遣となりました総務課、柳谷主事です。

○総務課主事（柳谷隆太）

総務課主事の柳谷と申します。よろしくお願ひします。

○副広域連合長（川村順二）

続きまして、神恵内村より派遣となっております小熊主事が滞納徴収係長へ昇格してございます。

○滞納徴収係長（小熊一也）

税務課滞納徴収係長になりました、小熊です。よろしくお願いいたします。

○副広域連合長（川村順二）

このほか、倶知安町より介護保険課井村主事、税務課猪狩主事、共和町より国民健康保険課山本主事、蘭越町より介護保険課林原主事、以上10名の新たな派遣職員となっております。

なお、今年度につきましても、昨年と同様で正職員23名、会計年度任用職員4名の総勢27名体制で広域連合の事務事業を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で令和4年度、新たに派遣となりました職員の紹介を終わらせていただきます。

ありがとうございました。職員は席にお戻りください。

私からの紹介は以上でございます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

◎開会、開議の宣言

○議長（岩井英明）

ただいまの出席議員数は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第1回後志広域連合議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、7番菊地議員、8番中田議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日、議会運営委員会が開催され、その結果、本日1日限りとの報告がありました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明）

日程第3、諸般の報告をいたします。

本臨時会に提出された議案については、すでに配付している議案綴りのとおりであります。

次に、監査委員から3月から8月までの例月出納検査の結果、正当である旨の報告がありましたので、お知らせします。

次に、地方自治法第121条の規定により説明員は、お手元に配付しています一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（岩井英明）

皆さんご承知のとおり、本年3月28日に片山広域連合長が就任され、本日が初めての議会となります。

ここで、片山連合長から就任にあたりまして、ご挨拶をいたします。

○広域連合長（片山健也）

この度、神恵内村長、高橋昌幸後志広域連合長の重責を引き継がせていただきました、ニセコ町長の片山健也と申します。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ただいま、岩井議長からお許しをいただきましたので、広域連合長就任にあたってのご挨拶をさせていただきます。

当広域連合は、町村合併が大きな主要の地方自治制度改革として急浮上してきた、今から18年前の平成16年に後志の19町村長が集まり、今後の後志町村自治体のあり方について、検討することから協議が開始され、その2年後の平成18年4月に後志広域連合準備委員会事務局を設置、多くの時間やワーキンググループによる真摯な議論を経て、平成19年4月に許可設立し今日に至っております。

当時は聖域なき構造改革を進め、地方交付税の大幅な削減など大変厳しい財政の締め付けにより、市町村合併を選択せざるを得ない自治体が全国で大きな広がりを見せておりました。

こうした中、後志19町村が広域でできることは、広域で事務処理し町村合併は行わないこととして、当広域連合が設立されたものでございます。

当時は、後志町村会長の宮谷内蘭越町長と北海道後志支庁の伊東支庁長が再三にわたり、各町村に参加を呼びかけて大変なご苦勞のもと当広域連合が設立、合併を選択しなかった町村のモデルとして総務省から高く評価されたというものを記憶しております。

国家財政が大変厳しい長期債務を抱え、今なお歯止めがかかっていない状況を鑑みると今後、広域行政の役割が益々重要性を増すものと思われまます。

後志の町村の豊かな自治を持続し、未来につなげるために職員と力を合わせて業務を推進して参りますので議会議員の皆様のご支援、ご指導を心からお願いを申し上げて就任にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（岩井英明）

片山連合長よりご挨拶をいただきました。

片山連合長には、後志広域連合のより一層の発展にご尽力をいただきたいと、ご期待を申し上げますとございます。

よろしくお願いを申し上げます。

◎日程第4 行政報告

○議長（岩井英明）

日程第4、行政報告を行います。

片山連合長。

○広域連合長（片山健也）

それでは、臨時会にあたって行政報告を申し上げます。

それでは1件目、後志広域連合に対する行政不服審査法に係る審査請求について、ご報告させていただきます。

行政不服審査会に関する事務は、平成28年4月から当広域連合において取り扱うこととなっておりますが、これまでに事例はありませんでした。

広域連合又は関係町村への審査請求に係る事務となりますが、昨年、当広域連合に対し審査請求書が提出され、審査会を開催しておりますので、ご報告申し上げます。

本件は、審査請求人の滞納税を赤井川村から引き継いだものでありますが、催告書や差押予告書の発付、居宅の捜索によっても納付に至らず、審査請求人からの連絡もないことから、令和3年4月22日に差押処分を行った結果、同年6月15日付けで処分の取消しを求める審査請求書が提出されたものです。

当広域連合においては総務課、税務課以外の職員を審理員に指定し、審査手続きを経た後、審理員意見書が総務課へ提出され、これを受け、第三者で構成される行政不服審査会へ裁決に係る諮問を行っております。

行政不服審査会においては同年10月20日、28日の計2回の審査会を開催し、諮問に対する答申書が提出され、最終的に同年11月25日付けで当広域連合としての裁決を終えております。

審査請求人の主張は、処分を受けた財産は新型コロナウイルス感染症に関する生活支援費であり、本件処分がなされたことは不当であるというものでしたが、差押処分を行った財産は入金後2か月程度経過した預金債権であり、差押禁止財産でもなく、違法又は不当のいずれでもない認められ、審査請求に理由がないとの判断から本件審査請求を棄却するという裁決となっております。

また、裁決後6か月以上経過しておりますが、審査請求人より裁決の取り消し、あるいは処分の取り消しの訴えはありません。

以上、後志広域連合に対する行政不服審査法に係る審査請求について、ご報告申し上げます。

続きまして2件目、後志広域連合未加入町加入促進の取組について、ご報告させていただきます。

後志広域連合は、後志グランドデザインのもと、オール後志として全19町村の加入を目指して準備が進められておりましたが、平成19年の発足当初から、三町が未加入のままスタートを切り現在に至っているところです。

過去におきましては、平成24年度に未加入となっている寿都町、岩内町、余市町の三町へ出向き、加入促進活動を行っておりますが、加入への意向が見られず、将来においての見通しも立たない状況との回答などがあり現在に至っております。

広域連合発足から15年が経過し、後志管内の大部分の首長が入れ替わる中、改めて8月1日岩内町、8月5日余市町・寿都町を訪問し加入促進活動を行ったところであり、その状況をご報告させていただきます。

今回訪問した三町は、快く私どもの活動に応じていただけたところであり、それぞれが広域連合に対して好印象を持ち、更に今後の広域連携の大切さに深く理解を示しており、後志の仲間と一緒に活動できないことに、非常に残念な思いを持たれている町もありました。

余市町においては斉藤町長さんが所要のため、明確な回答はいただけませんでした。

木村岩内町長さんにおいては、今の状況を将来にわたり継続していくことを望んでいるのではなく、しかるべきタイミングがあれば、前向きな検討をしてみたい、とのことでした。

寿都町においては、片岡町長さんから「財政面においては現在も試行錯誤で先の見えない状態が続いており、広域連携を未だに検討する状況にはない。」との回答でありました。

今回は、広域連携により広域連合の事業効果をより一層高めるために10年振りに実施した活動であります。今後効果的な時期に加入促進活動を行ってまいります。

以上、後志広域連合未加入町加入促進の取組について、ご報告申し上げます。

○議長（岩井英明）

以上で、行政報告を終わります。

◎日程第5承認第1号

○議長（岩井英明）

日程第5、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについてを、議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○事務局長（山口丈夫）

議長。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

承認第1号は、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約」の協議を専決処分したものでございます。

今回、組合に「上川中部福祉事務組合」が加入することに伴い、規約の変更協議を求められたもので、5月9日付けで広域連合長が専決処分したものを本臨時会に報告し承認を求めるものでございます。

関係町村にも同じ内容で依頼が来ていることと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについてを、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認することに決定いたしました。

◎日程第6 承認第2号

○議長（岩井英明）

日程第6、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（山口丈夫）

議長。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

承認第2号は、「北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約」の協議を専決処分したものでございます。

承認第1号と同様、組合に「上川中部福祉事務組合」が加入することに伴い、規約の変更協議を求められたもので、本臨時会に報告し承認を求めらるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、承認第2号、専決処分事項の承認を求めらるることについてを、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定いたしました。

◎日程第7 承認第3号

○議長（岩井英明）

日程第7、承認第3号、専決処分事項の承認を求めらるることについてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（山口丈夫）

議長。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

承認第3号、専決処分事項の承認を求めらるることについて、ご説明申し上げます。

本件、令和4年度後志広域連合一般会計補正予算（第1号）について、緊急を要するため、令和4年6月22日付けで専決処分をさせていただいたもので、本臨時会に報告し承認を求めらるものでございます。

それでは、内容をご説明いたします。

令和4年度後志広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ707万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億560万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月22日専決処分、後志広域連合長、片山健也。

事項別明細書の歳出からご説明いたします。

7ページをご覧ください。

2款、1項、1目「一般管理費」、14節「工事請負費」476万3,000円。エアコン設置工事に伴う増額補正となります。

近年の夏季の高気温に対して事務室内のOA機器に係る負担を軽減すること及び、職員の体調管理・業務効率の観点からエアコンを設置するものでございます。

17節「備品購入費」は、231万円。パーテーション購入・設置に伴う増額補正となります。

現在、職員の面談の必要性が高まっている中、自由に使用できる会議室がないことから、個人面談を可能にするため、事務室を一部仕切るパーテーションを設置するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

1款、1項、1目「負担金」、1節「町村負担金」552万2,000円。こちらは、歳出でご説明させていただきましたエアコン設置工事及びパーテーション設置に係る財源として増額計上するものです。各町村の負担額は説明欄のとおりでございます。

次に6ページをご覧ください。

4款、1項、1目「繰越金」、1節「繰越金」155万1,000円。こちらにつきましても歳出補正の財源として、前年度繰越金の留保額全額を補正するものでございます。

なお、1ページからの「第1表歳入歳出補正」、及び3ページからの「歳入歳出補正予算事項別明細書1総括」につきましては、ただいまご説明いたしました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

渡邊議員。

○議員（渡邊昭）

6番、渡邊でございます。よろしく願いいたします。

専決処分ということでございます。しかも予算が絡んでおりますので、ここでお聞かせいただきたいのですが、皆さん各町村から選出されている議員でおりますので、各町村の専決処分においては、条例か何かで定められていると思うのですが、それぞれの町村でいかにして、専決処分された事項を速やかに町民に知らしめるのか、そういうことが、それぞれの町村ごとに決まっていると思うのです。

今回、広域連合で専決処分されたものですから、どのようにして、町民や村民の方にお知らせをしていくのか、そこのところをお聞かせいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

今回、エアコン設置ということで広域連合の事務室を業務、執務環境の改善ということで専決処分をさせていただきました。

負担金につきましては、議案のとおりになりますが、あらかじめ各町村の議員さんに専決処分という形になりますけれども、負担金を伴う補正をさせていただきたいということでご説明させ

ていただきまして、一定のご理解をいただいたという認識で補正をさせていただいております。

今回の負担金としましては、こういった形で町村ごとの内訳を記載してございますけれども、最終的には、一般会計予算の実績に伴いまして最終的な町村の負担金の一般会計予算に係る負担金が確定しておりますので、その段階で各町村の補正予算等の対応を申し上げたいというふうに考えております。

町民、村民に関してのお知らせにつきましては、連合だよりを発行しておりますので、その中で周知をさせていただきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明）

6番、渡邊議員。

○議員（渡邊昭）

わかりました。

もう一言お聞かせいただきたいのですが、専決処分についての条例は広域連合の中で、どのような条例になっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

地方自治法の法令に基づいてとなります。当広域連合で独自に制定はしておりません。

○議長（岩井英明）

6番、渡邊議員。

○議員（渡邊昭）

ただいまの答弁で独自のものが無いということでした。条例については、広域連合として持つ必要があるのではないかと思うのですが、必要性があると思うのでしたら早急に追加していただいて、次回の議会に提案されるとよろしいのではないかなと思います。

○議長（岩井英明）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについてを、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第1号

○議長（岩井英明）

日程第8、議案第1号、令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○国民健康保険課長（高崎貴明）

議長。

○議長（岩井英明）

高崎国民健康保険課長。

○国民健康保険課長（高崎貴明）

議案第1号、令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

令和4年度後志広域連合の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,706万3,000円とする。

第2項の規定については朗読を省略させていただきます。

令和4年8月29日提出、後志広域連合長、片山健也。

補正の主な内容といたしましては、一つ目に職員手当、次に新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金、最後に保健事業費、以上の補正となります。

事項別明細書により、歳出から説明いたしますので、7ページをお開き願います。

3「歳出」、1款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」、3節「職員手当等」で、12万9,000円の追加でございます。

内容としまして、令和4年4月1日付けの人事異動に伴う通勤手当の追加となります。

その下の枠、2款、6項、1目「傷病手当金」、18節「負担金補助及び交付金」は、104万3,000円の追加でございます。

こちらは、国民健康保険被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染等をし、給与の支給を受けられないなどの要件を満たした場合に支給される傷病手当金を計上しております。

またこちらは、令和4年度当初予算編成時には、傷病手当金の支給期限が令和4年3月31日までとされていたため、当初予算に計上できませんでしたが、その後、期日が延長されたことに伴い追加するものでございます。

その下の枠、5款、2項、1目「疾病予防費」、10節「需用費」で、3万2,000円の追加となります。

内容としまして、保健事業に係る印刷製本費を追加するものでございます。

以上が歳出の補正でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、5ページにお戻り願います。

2「歳入」、1款、1項、1目「国民健康保険分賦金」、1節「医療給付分」で、16万1,000円の増額となります。

こちらは、歳出で説明させていただいた、1款「総務費」、及び5款「保険事業費」の追加に伴い追加するもので、各町村の額は説明欄に記載のとおりでございます。

6ページをお願いします。

下の枠にあります、2款、1項、1目「保険給付費等交付金」、1節「保険給付費等交付金（普通）」で、104万3,000円の追加となります。

こちらも、歳出で説明させていただきました、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に対する交付金で、歳出と同額を追加するものでございます。

以上が、歳入の補正でございます。

議案の最後に、今回の補正予算の町村別内訳表として資料を添付しています。

「資料1」につきましては、町村別の補正額一覧、次の「資料2」につきましては、補正前の額、補正後の額を載せた資料となります。

後ほど、ご覧いただきたいと思っております。

また、1ページからの「第1表歳入歳出予算補正」、及び3ページからの「歳入歳出補正予算事項別明細書1総括」につきましては、ただいま説明いたしました内容の再掲でございますので、

説明は省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、議案第1号、令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（岩井英明）

日程第9、議案第2号、令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○介護保険課長（秋山秀敏）

議長。

○議長（岩井英明）

秋山介護保険課長。

○介護保険課長（秋山秀敏）

議案第2号、令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

令和4年度後志広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億199万5,000円を追加し、予算総額を68億9千291万2,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月29日提出、後志広域連合長、片山健也。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明させていただきます。

7ページをお開きください。

1款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」につきましては、181万1,000円追加でございます。

内容といたしましては、派遣職員の交代による通勤手当対象者の増加に伴い、3節「職員手当

等」に、15万5,000円を追加。

広域連合指定事業所等へ、新型コロナウイルスにより緊急的支援が生じた際に使用する感染症対策支援品購入のため、10節「需用費」に、3万7,000円を追加。

次に、行政手続きのオンライン化対応により、介護保険システム改修業務を行うため、12節「委託料」に、161万9,000円の追加増額補正をするものでございます。

4款、1項「基金積立金」、1目「介護保険基金積立金」、24節「積立金」、介護保険基金積立金を、1億1,905万円追加するものでございます。

これは、前年度繰越金から、国、道、支払基金等への償還金を除いた額を基金積立金として増額するものでございます。

次に、6款「諸支出金」、1項「償還金及び還付加算金」、1目「償還金」、22節「償還金利子及び割引料」を、合計1億8,113万4,000円追加するものでございます。

この内訳といたしましては、別添「資料1」の下段の表をご覧ください。

介護給付費負担金、交付金の国、道、支払基金への返還金が、1億5,861万7,637円。地域支援事業交付金の国、道、支払基金への返還金が、2,148万1,028円。

次に、低所得者保険料軽減負担金の国への返還分が、103万3,050円。

このほか、令和2年度介護給付費調整交付金の過誤返還分が3,000円。

これらを合わせて、1億8,113万4,000円を国、道等への返還金として追加するものでございます。

「資料1」から「資料3」で、令和3年度の各種負担金の精算額を記載しております。

「資料1」が介護給付費、「資料2」が地域支援事業費、「資料3」が低所得者保険料軽減繰入金に係る精算額の内訳でございます。

いずれの資料も表の一番上が国費、中段が道費、下段が支払基金の交付金になります。

「資料3」の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、国費と道費のみです。

これらの表中で右から2列目、不足額に記載のあるものは追加交付され、右から3列目、超過交付額に記載があるものが返還金になります。

内訳額につきましては、後ほどお目通しいただければと存じます。

以上が歳出補正の内容となります。

続きまして、歳入のご説明をいたしますので、議案の5ページをお開き願います。

2款「分担金及び負担金」、1項「負担金」、1目「広域連合負担金」、4節「事務費等町村負担金」181万1,000円の追加でございます。

職員手当、感染対策支援金、介護保険システムの改修分として、町村負担金を追加するものとなります。

次に、6ページ目をご覧ください。

7款、1項「一般会計繰入金」、1目「低所得者保険料軽減繰入金」、2節「過年度分」1万3,000円の追加でございます。

令和3年度分の低所得者保険料軽減繰入金の精算による道の追加交付額を受けるものでございます。

次に、8款、1項、1目「繰越金」、1節「前年度繰越金」ということで、3億17万1,000円の追加でございます。

こちらにつきましては、国、道、支払基金の返還金の財源と基金積立の財源となるものでございます。

以上が歳入補正の内容となります。

なお、1ページ2ページの「第1表歳入歳出予算補正」、3ページ4ページの「歳入歳出補正予算事項別明細書1総括」につきましては、ただいまの説明の再掲でございますので、省略させていただきます。

以上で、議案第2号、令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(岩井英明)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(岩井英明)

討論なしと認めます。

これより、議案第2号、令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(岩井英明)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長(岩井英明)

以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和4年第1回後志広域連合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 14時38分